○国土交通省告示第七百九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十七第二項において準用する同法第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成十五年国土交通省告示第千八号の一部を次のように改正する。

平成三十年七月五日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

承認番号	承認性能評価機関の名称	住所	承認の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	承認をした日	承認の有効期間
（略）							
六	北京緑奥諾技術服務有限公司	中華人民共和国北京市東城区安定門東大街二十八号一号ビルB棟三〇九	省令第五十九条第八号の三に掲げる区分	中華人民共和国、台湾、フィリピン共和国、マレーシア、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民民主共和国、大韓民国、インド、ミャンマー連邦共和国、バングラデシュ人民共和国	中華人民共和国北京市東城区安定門東大街二十八号一号ビルB棟三〇九	平成三十年四月二日	承認をした日から五年間

改正前

別表

承認番号	承認性能評価機関の名称	住所	承認の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	承認をした日	承認の有効期間
（略）							
六	北京緑奥諾建築板材有限公司	中華人民共和国北京市朝陽区東土城路十三号二幢七階七一五室	省令第五十九条第八号の三に掲げる区分	中華人民共和国、台湾、フィリピン共和国、マレーシア、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民民主共和国、大韓民国、インド、ミャンマー連邦共和国、バングラデシュ人民共和国	中華人民共和国北京市朝陽区東土城路十三号二幢七階七一五室	平成三十年四月二日	承認をした日から五年間